

次世代モビリティサービスの在り方に関する検討会設置要綱

（設置）

第1条 次世代モビリティサービスの効果的な導入に向けた検討を行うにあたり、交通事業者や学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、次世代モビリティサービスの在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 検討会は、県内各地域が抱える移動手段の課題解決に向けた、次世代モビリティサービスの効果的な導入に係る検討及び実証実験に関する意見聴取、調整、連携などを行うことを目的とする。

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員は、交通事業者や学識経験を有する者等のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任することができる。
- 5 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、検討会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会の開催は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるとき、委員以外の者に対し、出席を求め意見若しくは説明を求めることができる。

（代理出席）

第6条 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、商工観光労働部 先端技術挑戦課 先端技術挑戦班で行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。